

様式第15号（第24条関係）

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

年 月 日			
稲敷地方広域市町村圏事務組合			
管 理 者		殿	
届出者			
住 所			
氏 名			
設 置 者	住 所	電 話 ()	
	氏 名		
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又	
		取 扱 所 の 区 分	
設 置 又 は 変 更 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第	一 号
設 置 場 所			
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 の 職 務 及 び 組 織			
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 に 対 す る 教 育			
在 庫 管 理 の 方 法			
危 険 物 の 漏 れ が 確 認 さ れ た 場 合 の 取 る べ き 措 置			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 備 考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

点 検 実 施 計 画 書

事 業 所 名 称	
所 在 地	

1 点検実施体制

点検実施にあたり、代表者は当事業所の社員・職員の中からあらかじめ、正・副点検者を定め点検が適正に実施される体制を整えなければならない。

代表者 _____) { 点検実施者（正）（氏名 _____ ）
 (氏名 _____) { 点検実施者（副）（氏名 _____ ）

2 在庫の管理の対象設備

当事業所における点検管理の対象設備を下記に記載する。

○地下タンク

タンクNO	油 脂 名	容 量	構 造
1		KL	一重殻・二重殻
2		KL	一重殻・二重殻
3		KL	一重殻・二重殻
4		KL	一重殻・二重殻

○漏洩検査管

NO1～NO () 合計本数：() 本

3 点検実施体制へ関与する者への教育体制

代表者は点検実施者に対し以下の教育を実施するものとする。

対 象 者	実 施 期 間	内 容
点検実施者	1回/年 対象者が交代した 場合は、随時	(1) 点検義務等に関する基本事項 ⇒点検実施計画書の意義・目的の理解 ⇒点検管理に関する消防法の理解 ⇒点検管理の対象となる設備の理解 (2) 在庫管理の点検方法及び記入方法 (3) 漏洩検査管の点検方法及び記入方法 (4) 異常時の対応 ⇒異常の判断基準の理解 ⇒異常時対応手順の理解

4 点検方法

漏洩検査管による確認に加えて、危険物の貯蔵または取扱量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。

(1) 漏洩検査管点検方法

- ・ 専用工具またはプライヤー等を使い、蓋を開ける。
- ・ 漏洩検査管内に3～5m程度の金属巻尺または棒を押し、金属製巻尺等に油分が付着していないか臭いまたは目視で確認する。

(2) 在庫管理の方法

① 在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、いずれか下記の測定機器・器具を用いて行うこと。

□ 遠隔式油面計

地下タンクに内蔵された油面感知装置と屋内に設置された油面表示装置が、有線または無線で遠隔通信されている。

屋内の油面表示装置の数値を読み取り、在庫量を測定する。

測定したデータは、必要に応じてプリントアウト（印刷）して確認することができる。

□ タンク直上式油面計

地下タンク上部に設置された油面計測器の数値を読み取り、在庫量を計測する。

計測に当たっては、液面計が設置されているタンク上部マンホールを開け、油面計の数値を直接読み取る。

読み取り誤差がでないように、必ず液面計の真上から計器の数値を確認すること。

□ 検尺棒

検尺棒は、タンク容量に対して1/100以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。

（例：10KLタンクの場合は、最小目盛りが刻まれたものを使用する。）

タンク上部マンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下タンクの底板に当たるまで静かに進入し、速やかに引き上げ検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を測定する。（なお、検尺棒の油面付近に油に反応（変色）する薬剤を塗布して測定すること、より読み取りやすく正確に測定できる。）

ローリー荷卸し時や直後は、地下タンクの油面がゆれているので在庫量の計測は行わないこと。

在庫量の読み取りは、検尺棒に付着した油の位置を読み取ることとするが、付着した油の位置が目盛の間にある場合は、目測で目盛の間を10等分して読み取るようにする。

（例：10KLタンクで、5100Lと5200Lの間に付着した油の位置がある場合に、その位置がほぼ中間であれば、5150Lと読み取る。）

② 在庫管理は「地下タンク在庫と漏洩検査管点検」表に記入する。

5 異常の判断

(1) 在庫管理の異常

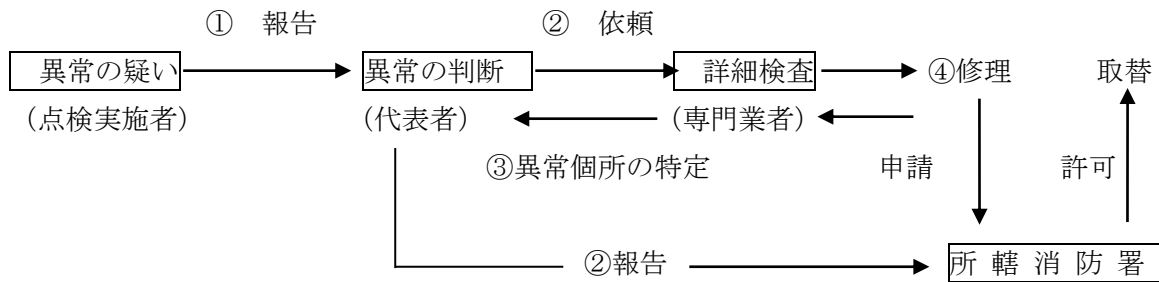
週1回以上実施する在庫管理において、著しく増減が発生した場合は異常と判断する。

(2) 漏洩検査管点検時の異常

挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

漏洩検査管から著しい油臭がするか又は挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

6 異常時の対応



- ① 点検実施者は上記5に記されている異状が疑われた場合は、速やかに代表者へ報告すること。
- ② 代表者は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏洩による異常であると判断させた場合は、速やかに所轄消防署に報告するとともに専門業者に詳細検査を依頼する。
- ③ 専門業者は、異常個所の特定を行い代表者へ報告する。
- ④ 代表者は、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部予防課危険物規制係と相談のうえ、適切な修理・取り換えを計画し申請を行い(変更許可申請及び工事部分以外の仮使用承認を受けてから)復旧工事を実施する。